

2023年5月30日

日本放送協会

「日本放送協会放送受信料免除基準」の一部変更について

本日の経営委員会で「日本放送協会放送受信料免除基準」の変更案が議決され、総務大臣に認可申請を行いました。

今回の変更案は、親元等から離れて暮らす学生のうち、「社会保険制度において被扶養者となっている学生」や、「被扶養者となっている学生と同等の収入水準にある学生」についても、受信料の全額免除の対象に加えるために規定を変更するものです。詳しくは、添付の説明資料「日本放送協会放送受信料免除基準の一部変更について」および「日本放送協会放送受信料免除基準 新旧対照表」をご覧ください。

「日本放送協会放送受信料免除基準」の一部変更についての意見募集に寄せられた全てのご意見等については、NHK経営委員会のホームページに掲載します。

<https://www.nhk.or.jp/keiei-iinkai/iken/kekka230530.html>

## 日本放送協会放送受信料免除基準の一部変更について

**学生を対象とする免除の拡大****1 基本的な考え方**

現在、親元等から離れて暮らす学生のうち、親元等が市町村民税非課税の世帯の学生または受給条件として経済要件を課している奨学金を受給している学生等を対象に受信料を全額免除としています。

しかしながら、新型コロナウイルスの感染拡大による社会経済への影響の長期化に加え、世界規模での物価高騰の影響など、学生本人だけでなく親元等を取り巻く経済状況は、ますます厳しくなっています。とりわけ親元等から離れて暮らす学生は、アルバイトによる収入や仕送りが減少していることなどから、経済的に厳しい状況が続いていると考えられます。

こうした状況を踏まえ、親元等から離れて暮らす学生のうち、「社会保険制度において被扶養者となっている学生」や、「被扶養者となっている学生と同等の収入水準にある学生」についても、受信料の全額免除の対象に加えることとしたいと考えています。

また、インターネット上の情報空間においてはフェイクニュース等の様々な課題も指摘されており、学生を対象とする免除の拡大は、テレビ設置の負担を軽減することで、多様で信頼できる情報を取得したいと考える学生の一助となるものと考えています。

なお、学生を対象とする免除の拡大については、2023年1月に修正した NHK 経営計画(2021-2023年度)において、構造改革や経営努力の成果を視聴者のみなさまへ還元するための受信料の値下げとあわせて実施するものです。

**2 概要****(1)実施内容****①対象**

親元等から離れて暮らす学生のうち、「社会保険制度において被扶養者となっている学生」、「被扶養者となっている学生と同等の収入水準にある学生」を新たに免除の対象とするにあたり、現行の学生に対する免除基準に、次の(i)～(iii)の対象を追加します。

**(i)年間収入が一定額(130万円)以下の学生**

- 社会保険制度において被扶養者となっている学生
- 年間収入が、所得税法に規定する各種控除のうち、勤労学生に適用される控除額(給与所得控除55万円・勤労学生控除27万円・基礎控除48万円)の合計額以下の学生

<考え方>

- ・ 社会保険制度において被扶養者となる収入水準は年間収入が130万円未満であり、基本的に所得税が課税されない収入水準(年間収入130万円以下)と同水準であることから、所得税が課税されない学生は一般に稼得能力がなく、経済的に厳しい状況にあると考えられるため。

(ii) 国民年金保険料の学生納付特例対象の学生

- 国民年金法第90条の3により国民年金保険料の学生納付特例の適用を受けている学生

<考え方>

- ・ 国民年金保険料の学生納付特例は、年間収入が一定額以下※の学生を対象とした制度であることから、適用を受けている学生は一般に稼得能力がなく、経済的に厳しい状況にあると考えられるため。

※ 所得基準(申請者の学生本人のみ)

「128万円+扶養親族等の数×38万円+社会保険料控除等」で計算した額以下

(iii) 国民健康保険の修学特例対象の学生

- 国民健康保険法第116条により「国民健康保険遠隔地被保険者証(マル学)」が交付されている学生

<考え方>

- ・ 「修学特例」適用の学生については、国民健康保険料が親元に請求されることから、親元から経済的に独立しておらず、経済的に厳しい状況にあると考えられるため。

(参考) 現行の免除基準における学生の免除対象※

- 奨学金受給対象の学生
- 授業料免除対象の学生
- 市町村民税非課税世帯の学生
- 公的扶助受給世帯の学生

※詳細は「日本放送協会放送受信料免除基準」を参照

② 申請手続き

受信料免除の適用については、ご契約者から申請が必要となります。所定の「免除申請書」に必要事項を記入のうえ、免除に該当する証明書(学生証に加え、該当する免除基準に応じて以下の証明書)を添付し、NHK にご提出いただき

ます。(現行の手続きと変更はありません。)

**(i)年間収入が一定額(130万円)以下の学生**

- 被用者健康保険(組合健保・協会けんぽ・共済組合・船員保険)の保険証(被扶養者であることがわかるもの)の写し
- 市町村民税非課税(課税)証明書
- 確定申告控

**(ii)国民年金保険料の学生納付特例対象の学生**

- 国民年金保険料学生納付特例の承認通知書の写し

**(iii)国民健康保険の修学特例対象の学生**

- 国民健康保険遠隔地被保険者証(マル学)の写し

**③免除事由存続の確認調査**

免除事由存続の確認調査については、修業年限の最終年度にご契約者に対して実施させていただくこととします。修業年限以後も免除事由が存続する場合、あらためて免除に該当する証明書を提出いただきます。(現行の調査と変更はありません。)

**④周知**

以上の実施内容や具体的な手続き等につきましては、日本放送協会放送受信料免除基準等に定めただうえで、NHKのホームページで公開するなど、十分な周知を図ります。

**(2)影響**

**①受信料収入**

学生を対象とする免除の拡大に伴う受信料収入の減は、年間約20億円(2023年度は年間約10億円)を見込んでいます。

**②受信契約件数**

学生を対象とする免除の拡大により、現在の契約者のうち、新たに全額免除となる件数は約19万件を見込んでいます。

**(3)実施時期**

2023年10月1日を予定しています。

### その他の変更

現行の免除基準における付則第3項「新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う特例措置」をあわせて削除します。

本付則をもとに総務大臣の承認を受け、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策(2020年4月20日閣議決定)の持続化給付金の給付決定を受けた事業者を対象に、暫定的な特例措置として免除を実施していましたが、すでに措置は終了しているため。

新		旧					
<p>1 全額免除 (年間収入が一定額以下等の別住居の学生) (6) (略)</p>		<p>1 全額免除 (奨学金受給対象等の別住居の学生) (6) (略)</p>					
<p>付 則 (施行期日) 1 この基準は、<u>令和5年10月1日</u>から施行する。 2 (略) (削除)</p>		<p>付 則 (施行期日) 1 この基準は、<u>令和2年5月8日</u>から施行する。 2 (略) <u>(新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う特例措置)</u> 3 <u>新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症の感染拡大により国民生活および国民経済に甚大な影響を及ぼし、またはそのおそれがある場合において、免除すべき放送受信契約の範囲、免除の期間等につき、あらかじめ総務大臣の承認を受けたものは、放送受信料の免除の対象とする。</u></p>					
<p>別表4</p> <table border="1"> <tr> <td>学 生</td> <td> <p>(年間収入が一定額以下の学生) 1 <u>前年の年間収入が、所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する次の各号の額の合計額以下の学生</u> (1) <u>給与所得控除額のうち最も低い額</u> (2) <u>勤労学生控除の控除額</u> (3) <u>基礎控除の控除額のうち最も高い額</u>  (国民年金保険料の学生納付特例対象の学生) 2 <u>国民年金法(昭和34年法律第141号)第90条の3に規定する国民年金保険料の学生納付特例の適用を受けている学生</u>  (健康保険等の被扶養者である学生) 3 <u>次の各号の健康保険等の被扶養者である学生</u> (1) <u>健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第7項に規定する健康保険の被保険者の被扶養者である学生</u> (2) <u>船員保険法(昭和14年法律第73</u></p> </td> </tr> </table>		学 生	<p>(年間収入が一定額以下の学生) 1 <u>前年の年間収入が、所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する次の各号の額の合計額以下の学生</u> (1) <u>給与所得控除額のうち最も低い額</u> (2) <u>勤労学生控除の控除額</u> (3) <u>基礎控除の控除額のうち最も高い額</u>  (国民年金保険料の学生納付特例対象の学生) 2 <u>国民年金法(昭和34年法律第141号)第90条の3に規定する国民年金保険料の学生納付特例の適用を受けている学生</u>  (健康保険等の被扶養者である学生) 3 <u>次の各号の健康保険等の被扶養者である学生</u> (1) <u>健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第7項に規定する健康保険の被保険者の被扶養者である学生</u> (2) <u>船員保険法(昭和14年法律第73</u></p>	<p>別表4</p> <table border="1"> <tr> <td>学 生</td> <td>(新設)</td> </tr> </table>		学 生	(新設)
学 生	<p>(年間収入が一定額以下の学生) 1 <u>前年の年間収入が、所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する次の各号の額の合計額以下の学生</u> (1) <u>給与所得控除額のうち最も低い額</u> (2) <u>勤労学生控除の控除額</u> (3) <u>基礎控除の控除額のうち最も高い額</u>  (国民年金保険料の学生納付特例対象の学生) 2 <u>国民年金法(昭和34年法律第141号)第90条の3に規定する国民年金保険料の学生納付特例の適用を受けている学生</u>  (健康保険等の被扶養者である学生) 3 <u>次の各号の健康保険等の被扶養者である学生</u> (1) <u>健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第7項に規定する健康保険の被保険者の被扶養者である学生</u> (2) <u>船員保険法(昭和14年法律第73</u></p>						
学 生	(新設)						

新	旧
<p><u>号) 第2条第9項に規定する船員保険の被保険者の被扶養者である学生</u></p> <p><u>(3) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)第2条第1項第2号に規定する組合員の被扶養者である学生</u></p> <p><u>(4) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第2条第1項第2号に規定する組合員の被扶養者である学生</u></p> <p><u>(5) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)第25条に規定する加入者の被扶養者である学生</u></p> <p><u>(国民健康保険の修学特例対象の学生)</u></p> <p><u>4 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条に規定する修学中の被保険者の特例の適用を受けている学生</u></p> <p>(奨学金受給対象の学生)</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p><u>6</u> 別に定めるところにより、経済的理由の選考基準があり、<u>5</u>の奨学金制度と趣旨目的が一致するとNHKが認める奨学金制度の奨学金を受給している学生</p> <p>(授業料免除対象の学生)</p> <p><u>7</u> (略)</p> <p>(市町村民税非課税世帯の学生)</p> <p><u>8</u> (略)</p> <p>(公的扶助受給世帯の学生)</p> <p><u>9</u> (略)</p>	<p>(奨学金受給対象の学生)</p> <p><u>1</u> (略)</p> <p><u>2</u> 別に定めるところにより、経済的理由の選考基準があり、<u>1</u>の奨学金制度と趣旨目的が一致するとNHKが認める奨学金制度の奨学金を受給している学生</p> <p>(授業料免除対象の学生)</p> <p><u>3</u> (略)</p> <p>(市町村民税非課税世帯の学生)</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p>(公的扶助受給世帯の学生)</p> <p><u>5</u> (略)</p>
<p>(注) <u>本表における「年間収入」とは、給与収入の場合は源泉徴収される前の支給総額、給与収入以外の場合は、総収入から確定申告で認められた必要経費を控除した所得額とする。</u></p> <p>本表における「学生」とは、学校教育法上の学生または生徒を意味するが、聴講生、科目等履修生は含まない。</p>	<p>(注) 本表における「学生」とは、学校教育法上の学生または生徒を意味するが、聴講生、科目等履修生は含まない。</p>